

観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、旅行者が宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業を安心して利用できる環境づくりを進めるため、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」を設けることにより、観光地の再生につなげるとともに、「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させることを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度は、次条から第6条に掲げる施設又は事業を対象とする。ただし、次の各号のいずれか該当する場合を除く。

- (1) 暴力団員である事業者又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいる事業者が営む場合
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

(宿泊施設)

第3条 宿泊施設とは、不特定多数の旅行者の利用に供する施設で、次の各号のいずれかに掲げる事業者が営業する施設をいう。ただし、県外の施設については知事が特に必要と認める場合に限る。

- (1) 旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の三重県知事又は四日市市長の許可を受けている事業者
- (2) 住宅宿泊事業法第3条の届出のあった施設（民泊）を営む事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる施設は除く。

- (1) 店舗型性風俗特殊営業を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- (2) 旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- (3) その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

(観光施設)

第4条 観光施設とは、観光客のために施設を提供している次の各号のいずれかに掲げる施設をいう。ただし、県外の施設については知事が特に必要と認める場合に限る。

- (1) 観光庁の「観光入込客数に関する共通基準」に基づき、県内各市町へ入込客数を報告している施設
- (2) 観光客を受け入れていることが客観的に判断できる（「三重県観光連盟公式サイト（観光三重）」や市町の観光協会ホームページに掲載されていることをいう。）施設

2 前項の規定にかかわらず、地域住民の日常利用が大半を占めている施設は除く。

(土産物店)

第5条 土産物店とは、観光客に対して三重にちなんだ品物を販売している次の各号にいずれかに掲げる店舗をいう。ただし、県外の店舗については知事が特に必要と認める場合に限る。

- (1) 「三重県観光連盟公式サイト(観光三重)」や市町の観光協会ホームページに掲載されている土産物店
- (2) 協同組合三重県物産振興会の組合員
- (3) みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店(今後三重県が実施予定の県民限定の宿泊割引事業及び日帰り旅行割引事業の利用者に対し配布するクーポンが利用可能な店舗をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、地域住民の日常利用が大半を占めている店舗は除く。

(体験事業)

第6条 体験事業とは、次の各号のいずれかに掲げる事業をいう。ただし、県外において営む事業については特に知事が必要と認める場合に限る。

- (1) 「三重まるごと自然体験」、「三重県観光連盟公式サイト(観光三重)」、市町の観光協会ホームページ、じゃらん・アソビューなどのオンライン旅行会社のウェブサイトに掲載されている事業
- (2) 観光客に対して体験事業を提供していることが客観的に判断できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる事業を実施している場合を除く。

- (1) 地域住民の日常利用が大半を占める事業
- (2) 単にイベントのみを実施している事業
- (3) 目的地への送迎のみを目的としている事業
- (4) 地域住民の方を対象とした事業・施設

(基準)

第7条 知事は、第3条から第6条に規定する施設又は事業(以下「対象施設」という。)の各事業者が取り組むべき感染症予防対策に係る基準(以下「認証基準」という。)を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第8条 前条に規定する認証基準に適合していることの認証を受けようとする対象施設の事業者は、対象施設ごとに、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に申請を行うものとする。

(認証等)

第9条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表す認証マーク（以下「認証マーク」という。）を交付するものとする。

4 認証マークは、別紙のとおりとする。

5 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を提示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証マークの利用等)

第10条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において観光事業者版「みえ安心おもてなし認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証マークの再交付を求めることができる。

(有効期間)

第11条 認証の有効期間は、認証を受けた日から令和5年5月7日までとする。

(変更の報告)

第12条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に報告するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(調査等)

第13条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第14条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第15条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに観光事業者版「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の一時停止)

第16条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証の効力を一時停止することができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証の効力を一時停止したときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証の効力を一時停止された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用を停止しなければならない。

(認証の効力の回復)

第17条 知事は、前条の規定により認証の効力を一時停止したのち、状況の改善を確認したときは、当該認証事業者に対して認証の効力を回復させることができる。

- 2 知事は、前項の規定により認証の効力を回復させるときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証の効力が回復した当該認証事業者は、知事が指定した時か

ら、認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用を再開することができる。

(認証の取消し)

第18条 知事は、第16条の規定により認証の効力を一時停止し、当該認証事業者に対して改善を要請したにもかかわらず状況が改善されず、かつ状況改善が見込めないことが明らかであるときは、当該認証事業者に対する認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに観光事業者版「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 まん延の防止に関する措置等との関係

第19条 第2章の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、知事は、認証の申請の受付を停止し、又は認証の申請の受付停止とあわせて既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 三重県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第2号から同条第4号に規定する措置が実施されており、当該措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。。

(2) 新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うことが適当でないと認めたとき。

第4章 雑 則

(免責)

第20条 県は、各施設の事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。
この要綱は、令和5年3月 1日から施行する。

(制度の見直し等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、状況によってその都度必要な見直し等を行うものとする。